

## 四万十町教育委員会会議録（令和5年9月定例会）

1. 日 時 令和5年9月12日（火）午前9：00～午前12：00

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

### 3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 谷口和史 西谷史

事務局 生涯学習課 課長 味元伸二郎 副課長 佐竹あゆみ

学校教育課 副課長 東 孝典 研修指導員 森田美春

文的施設整備推進室室長兼図書館長 大河原信子

推進室次長 西尾洋亮 主査 嶋岡 茉美

欠席委員 野中裕子

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（横山委員）

(4) 議題

① 議案第1号 令和4年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

② 議案第2号 四万十町遠距離通学児童生徒自転車等通学補助金交付要綱の改正について

③ 議案第3号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について

④ 議案第4号 四万十川流域の文化的景観「中流域の農山村と流通・往来」保存活用計画について

⑤ 議案第5号 令和5年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

① 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

② 夏季休業明けの児童生徒の出席状況について

(7) その他

① 文化的施設について

② 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について

③ 保育所訪問について

### 6. 議 事

教育長： それでは、ただ今より令和5年9月定例会を開催します。

日程4、議題の前に、日程7 「その他 ①文化的施設について」を文化的施設整

備推進室より報告、説明を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(推進室より、その他 ①文化的施設について、説明する。)

教育長 : 明日から議会が始まります。直接請求については、ご説明させていただきましたが、有権者50分の1の署名をもって請求することができ、その請求の内容が、住民投票条例を制定してもらいたいという請求です。これも選挙管理委員会で確認し、有権者の50分の1以上の署名があり、手続き上、受付をして正式に請求があったということで、請求者の求める条例の内容を議会に、町長が提案をし、そこで最終的に議会が議決をし、決定する予定です。請求者側からの条例のままですので、町の方針、考えとして意見書を提出して、議会に提出をするというところです。

横山委員 : あえて、投票率が50%に満たなかった場合は、成立しなかった、参考にはならなかったかも知れませんが、それを尊重しないということは、投票をすることになったら、すごく難しいことになるような気がします。

大村原推進室長兼図書館長 : 今の時点では条例の中に、投票率の話は出ておりませんで、投票をするということだけが書かれています。極端に言うと、3人投票して、みんなが反対だったら、その意見を尊重するのかという部分も不明瞭ではないかという受け止めをしているところです。

横山委員 : 室戸市の庁舎の場合は、50%満たなかったということで、判断が難しいですね。

教育長 : 非常にあいまいというか、分かりづらい投票条例になっていますが、請求者側からすると、こういう投票で事業を止めたいのかどうか分かりません。議会は、図書館・美術館的な機能は必要だが、その上で施設規模がということを言います。そこは、いわゆる議会制民主主義、住民代表の下、議会で議決してきた議会制民主主義の根底にも関わることであって、住民投票を補完機能とするならば、投票率50%以上とか何かがないと、住民の意志とかいうのは判断しづらいというところです。この条例と加えて、工事の関係で、今までのところで何かございませんでしょうか。

西尾推進室次長 : 住民投票条例案と合わせまして、今回、本体工事の入札も終わっていますので、金額は5,000万を超える工事ですので、契約を締結するには議会の議決が必要となってきます。契約議案の議決も行うようになりますので、住民投票条例の行く末も気になるところですが、合わせて、契約議案もどうなるかということは、我々としては心配をしているところです。契約議案が否決されてしまうと、契約自体が結ばなくなってしまうので、当然、今、進めている工事というのは全部中断、これ以上、進まないという形になってしまいます。入札をやって、工事に進もうとしていたものを止めるということで、もう一回、動かそうとした時に、どうやって動かしたらいいのかという部分が、我々としては今、手段を持ち合わせていませんので、悩ましいところがあります。契約議案と住民投票条例を合わせて、動向を見守っていただければと思います。

教育長 : 請負契約議案は本体工事ですか。

西尾推進室次長 : 建築主体と機械設備です。

教育長 : それでは、文化的施設関係については以上で終了します。推進室の皆さん、ありがとうございました。

それでは、日程4、次第に入りたいと思います。「議案第1号 令和4年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局により、議案第1号 令和4年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について、を説明する。)

教育長 : 送付させていただいた分については、修正後の分です。9月1日以降の修正についての分を1枚ペーパーで入っていたと思います。事前に修正箇所等については、説明があったとおり、赤字と青字で修正しております。9月1日以降の修正について3点、修正させていただいております。この点を含め、何か気になったところございますでしょうか。

れでは、「議案第1号 令和4年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について」は、事務局より説明提案のありました最終案を、報告書、資料として公表をしていきたいと思っております。これについてよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第2号 四万十町遠距離通学児童生徒自転車等通学補助金交付要綱の改正について」並びに「議案第3号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について」は、一括議案とさせていただきます。事務局より説明提案をお願いいたします。

(事務局により、議案第2号 四万十町遠距離通学児童生徒自転車等通学補助金交付要綱の改正について、並びに、議案第3号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について、を説明する。)

教育長 : 議案第2号及び議案第3号についての説明提案がありました。全庁的な補助金等適正化指針に基づいて期限を補助金交付要綱に設けるという統一的な取扱いをする関係で、今回、改正するものです。この件について何かございますでしょうか。

谷口委員 : ヘルメットを着用する学年は、小学校の高学年は自転車通学は許されてるようになりますか。

東学校教育副課長 : 学校によって自転車通学の基準についての違いがあります。低学年から行ってる学校もあります。こちらのヘルメット購入補助金は、通学用となりますので、例えば東又小学校では歩いている子どもでも通学時にヘルメットを着用するということがありますので、交通安全対策として補助をしています。低学年とか高学年とかではなく、学校によって違いがあります。

谷口委員 : 通学で歩いて登校している人も対象にしているということですね。

東学校教育副課長 : 通学に使っているということであれば対象としています。

谷口委員 : この改正のあれは、3年間、様子を見てみるということですか。

東学校教育副課長 : 今までずっとやってきたものになります。3年間の中で、これがちゃんと効果があるのかどうか等を見ながら、3年間で検証していきたいということです。

谷口委員 : 検証して、また継続するかどうかということよね。ということは、ヘルメットに対しての耐用年数、これは考慮していますか。

東学校教育副課長 : この要綱の中では、そこまで考慮はしていません。

谷口委員 : 例えば、普通のヘルメットは5年か6年かの耐用年数で去年も指摘しましたが、学校の中にヘルメットを置いて、みんなが着用してる。年式を見ると古いやつがある。

結局、ヘルメットは劣化しますので、ただ、日常的に使っていないので、劣化の頻度は少なくなると思いますが、ただ、放置したときの劣化と、使っているときの劣化というのは、はるかに放置しているヘルメットのほうが劣化は少なくてすむわけです。多分、小学校は、1年生から6年生まで、中学校は、1年から3年生まで、そういう推測をしたんですが、それによると、結局、自転車通学をすると毎日、あるいは歩行者通学でも毎日、使っているということは劣化が、置いておくよりも激しくなると思います。そうした時のヘルメットの、耐用年数が関わってくるので、そこら辺も、関連性というか、それも大事なことになってくるのではないかと危惧しています。どうでしょうか。

東学校教育副課長： 今のところ、この要綱の中で1回という記載がありますので、そこについてまた耐用年数を含めて検討していかたいと思います。

教育長： 小学校で1回、中学校で1回限りですか。

横山委員： 9年間で1回ですね。

東学校教育副課長： 今のところ9年間で1回となります。

谷口委員： そうすると、耐用年数からいうと長過ぎると思うわけで、そこら辺もヘルメットメーカーによく聞いて、耐用年数やどのぐらい保証しているかによって、また検討してもらえたらと思います。例えば、耐用年数が過ぎたヘルメットを着て、通学中に事故が起こった場合に、結局、問題として、それが上がってくるのではないかと危惧するわけです。それを予防するためには、その辺をきちんとしておくほうがいいのではないかと思います。

東学校教育副課長： また検討させてもらいたいと思います。

横山委員： 今のヘルメットは、夏も蒸れにくい穴の開いた、空気が入るといようなヘルメットがだんだん主流になってきていて、子どもたちもそういったヘルメットを使っている子が多くなってきているなと思います。以前のヘルメットに比べると割高で高めではないかと思いますが。機能もいいんでしょうけども、上限が2,000円というのがありますけども、そういった補助額の見直しも合わせて検討してもらえたらと思います。

谷口委員： ヘルメットも多種多様で、そこら辺も、検討してもらったらいいいと思います。

教育長： ヘルメットについては、本当に安全対策として、交通安全の部分でも重要でありますので、耐用年数や1回限りという制度、そして、現在の価格等も今後、協議をして見直しを図れるところは図っていくように、事務局をお願いをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ちなみに、補助金の計画で3年ごとの見直しで、他の補助金についてはないのですか。

東学校教育副課長： 他の補助金についてもまた必要に応じて対応していくようになります。

教育長： 今回は、この2件だけですか。

東学校教育副課長： 2件だけです。

教育長： それでは、「議案第2号 四万十町遠距離通学児童生徒自転車等通学補助金交付要綱の改正について」は、ただ今の提案のとおり改正することについて、よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、「議案第3号 四万十町通学生ヘルメット購入補助金交付要綱の改正について」も議案第2号と同様に改正することについて、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第4号 四万十川流域の文化的景観「中流域の農山村と流通・往来」保存活用計画について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第4号 四万十川流域の文化的景観「中流域の農山村と流通・往来」保存活用計画について、を説明する。)

教育長 : 保存活用計画の改定が行われましたので、策定について意見を求めるものです。今後の活用計画、この計画自体の周知徹底、アクションプラン的な行動計画的なものが中に書いてますが、要は、住民、関係機関、関係団体への周知はどのようなスケジュールでしょうか。

味元生涯学習課長 : まず、保存計画というか、アクションプラン的なものは今現在、令和5年度、6年度かけて整備計画というもので個々の重要構成要素等の整備に関する計画を作成しております。保存計画については主要な図書館とか関係機関に送付をして、理解、認識を持ってもらうというところです。また、計画が定まったところで町のホームページ等にも載せて、住民周知を図っていきたくて考えております。

教育長 : 保存活用計画を策定しましたので、これに基づいた整備計画を5年度、6年度に立てていくというスケジュールですね。5市町の流域での共通認識を深め、四万十町版として計画書を策定したということです。町民への周知、理解をしていただけるような動きがないと、ホームページだけでは住民の方には伝わり切らないと思いますので、工夫した取り組み、四万十町だけじゃなく流域5市町でどういう取り組みをしていくのが求められるというか、うちとしても文化財審議会とかでも、この案件は報告はまだですか。

味元生涯学習課長 : これからするようにしています。あとは、文化的施設等で展示をしたり、そういうところもさせていただきたいと考えています。5市町流域についても、こういうものを展示するに当たっての拠点施設を決めて、展示していきながら啓発等に努めていくということで確認をしています。四万十町の場合は、新しく文化的施設が出来た場合に、展示機能の部分で文化財景観の内容について展示をしていきたいと考えております。

教育長 : 展示だけじゃなく、広く住民の方に周知する方法を工夫しながら、例えば学校現場でも文化的景観自体をさらに知っていただける取り組みをしないと、なかなか伝わり切らないので、その辺についても今後、内部でも協議しながら、流域5市町と足並みをそろえてやっていく具体の方策を見つけていかないといけないと思います。

谷口委員 : 計画の位置付けで、四万十町らしい芸術文化を継承する町、四万十町らしいとは何なのをもうちょっと具体的に四万十町が文化として受け継いできた数々の民芸品や、いろんな歴史、そういうものがあるはずなので、そこを具体的に書いたら、四万十町らしいとは何なのかと問われたときに、僕らも、分かりづらいので、そこはどうでしょうか。

味元生涯学習課長 : 総合振興計画に基本方針や施策、そこに言葉で書かれている部分かと思います。

谷口委員 : そういうのではなくて、どういうふうに解釈したらいいのかと思って聞きたいので

すが。

味元生涯学習課長： 谷口委員がおっしゃってくれたところだと思いますけど、個々それぞれ考えという感覚もあると思います。概ね、皆さんが認識しているとは思っております。

谷口委員： 暗黙の共通理解ですかね。

味元生涯学習課長： 都会的なビジョンがいっぱいあるようなイメージではないというところです。

教育長： 抽象的な表現で、四万十町らしい、これは、総合振興計画に記載している文言なわけです。これを活用することによって芸術文化を継承していくと、そこに四万十町らしいという表現があります。

横山委員： 質問ですが、景観条例ですか、広域的な選定を受けているというのは、全国的にも珍しいんですね。前回、15年ぐらい前に計画が出来たんですか。その点検というか評価に基づいて、5市町が集まって、四万十町が取り組むべきところが、ここへ書かれていますが、そういう点検評価に基づいて、今後はどういうふうにやっということをまとめたものがこれなんですか。中身が、結構、難しい。学校で使っても、景観条例について学習するとか、すごくいいと思うんですが、学校で使える学習プログラムのなものを作ったら、学校にはこういう取り組みで、大きな学習1、2、3、4、5と書いているけども、計画案があって、授業の流れみたいな展開の指導案のようなものをやっている自治体もあるわけですので、改めて、これをより具体的に子ども達に分かってもらうというか、そういった取り組みも大事になってくると思います。そういった学習プログラムのも教育委員会として出来れば、学校現場で、景観について学習しようということが大事だと思います。自主的に教師がやらないといけないわけですが、積極的にやってる学校もあるかも分かりませんが、中々そういう発想に現場ではならないので、昔から環境学習やふるさと学習については、やっているんですが、新たに計画ができて、新たなプログラムで学習が出来たら、学校にとってはいいいのかと思いました。また、5市町でやっているの、意義がすごくある。

話し合いがスムーズに、いかない場合や、内容についてもある町ではすごく進んでいたり、ある町ではあまり出来ていないという差も出てくると思います。5市町でやるというのは、そういった部分も埋めていかないといけないと思います。一番、心配してるのは、四万十市で西土佐になると愛媛県から川が流れてきますが、その汚濁というか、水の汚れについて、四万十市はそういう取り組みも、鬼北町や松野町と連携をやっていると思うんですが、状況が分からないので、把握していたら教えていただきたいと思います。

味元生涯学習課長： 文化的景観は、どちらかというと文化財系の計画で、川自体は、保全機構というものがあまして、四万十市、四万十町では、その部分を、企画課が持っています。その部分については松野町の話も出て改善をという話もされているようです。文化的景観は、川自体の環境というよりも、どちらかというと、川が生み出した流域の生活の営みなどに、文化的な価値があるということの計画が、文化的景観の計画になるというところです。文化財として保存計画になります。あと、教科書については、そもそも5市町の流域の検討会というのは、担当者レベルで四万十川財団が事務局になって、月に1回か、2か月に1回、毎月集まってやっという、かなり連携が取れた取り組みをしています。できるだけ川は1本で、流域で一体的にやっというということで、これまでもずっと進んできております。この計画を立てるためだけに5市町の委員が集まって検討会を開いたということではなくて、常時、5市町の担当者が集まって、いろいろ協議をしながら進めていますので、その中で子どもたちに分かるような教科書

的な部分についても、今後、検討していきたいと考えております。

なかなか概念が難しく、担当者も2、3年で代ったり、1年、2年目で勉強して、3年目ぐらいでやっと分かるというようなどころがあります。なかなか、概念が難しい文化的景観という分野なので、これを子ども向けに分かるような教科書にするという事自体が難しいというところではあります。5市町の連携した取り組みの中で、そういう部分もやっていきたいとは考えているところです。

横山委員： 教科書というか、副教材ですか。

谷口委員： そこが大事なところだと思います。例えば、項目にあるように、四万十町らしい芸術文化を継承する町、継承とは何なのかといえ、授業の中で子どもたちに、四万十町はこうだよというふうに教えていくことで、それが授業科目じゃなくても、1年に何回か講師を招いて四万十町の歴史とかを知ってもらうという取り組みとしてをすることが継承していくということではないかと思います。

横山委員： 教育長が言われたように、町民や学校の子どもたちに分かるように、周知をしないといけないと思います。今後、10年位したら、また、保存活用や運営、観光とのタイアップするような事はないんですか。

味元生涯学習課長： 今後、観光部署も入っていただいて、いろんな取り組みができないかを、5市町流域の検討委員会では話をしています。

教育長： 重要文化的景観については、選定後15年経って、住民の皆さんも記憶が薄くなり、関心も低くなっているのが現状であって、その点も踏まえ流域で保存活用計画の見直しを図ったところです。四万十川の四万十町、文化的景観として国の選定を受けているというところを、もう一度、原点に戻って何らかの周知が必要だと思います。まずは、子どもたちも含めて知っていただく必要があるので、その点も踏まえ教育委員会事務局でも関係部署と連携して、この計画が、子どもたちにも分かりやすい、何らかの教材的な、教育資源的なものにつながるようにしていければと思います。これは、整備推進委員会の中越委員長も、この間も言われてましたが、教育的な教材として活用出来るような、取り組みが必要ではないかという意見もありました。住民の皆さんに見える何かの取り組みや、工夫が必要だということで意見をさせていただいて構いませんかね。他、ございませんでしょうか。

それでは、「議案第4号 四万十川流域の文化的景観「中流域の農山村と流通・往来」保存活用計画について」は、ただ今、説明提案いただいた原案のと通りの策定でよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。

20分まで休憩をさせていただきます。

(小休止)

教育長： それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

続きまして、「議案第5号 令和5年度教育委員会予算案（9月補正）について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。

(事務局により、議案第5号 令和5年度教育委員会予算案（9月補正）について、を説明する。)

教育長 : 9月補正予算案について説明がありました。9月補正ですので、精査と修繕工事費等の追加が主でございます。何かございますでしょうか。学校訪問は終了し、保育所訪問はこの後、予定もされています。保育所の施設整備、危険遊具の改修等も入っております。また、保育所訪問等のときに施設、設備、環境も見させていただきたいと思えます。何かありませんでしょうか。

谷口委員 : 窪川小学校と中学校のトイレ改修工事を行っていると思いますが夏休みの期間中だけでは恐らく完成しなしと思えますが、新学期になって、何処かが使えないという部分はどのようにしていますか。

教育長 : トイレの洋式化工事ですね。

東学校教育副課長 : 今年のトイレ改修については、窪川中学校と窪川小学校で改修を行っています。窪川中学校については、9月の1か月ぐらいは併用期間という形で、体育館のトイレは改修が終わりまして、特別教室、南舎の左右にトイレがありまして、片方は工事を始めてますので使えない状態で、こちらが共用できるようになったら、順番に取り壊す形で、全部が使えない状態ではないので、児童生徒数は、昔より少なくなっていますので、併用しながら、片方が使えるようになったら片方の工事を始めるような形で対応していくようになります。窪川小学校については、1年生側の教室、プール側にある教室棟のほうを先に工事をしております。その中で音の出る工事については当然、授業に支障がない形で行いまして、そちらも9月の中旬ぐらまでは仮設トイレを体育館前に置いて、子どもたちも運動場から、体育祭の練習などがありますので外から使えるような形で残しながら、一部完成したら共用しながら工事を進めている状況にあります。

谷口委員 : 工期的には、いつまでですか。

東学校教育副課長 : 工期は、12月の終わりまでとしておりますが、なるべく早く共用できるような形を業者とも調整しながら、業者との定例会の中で打ち合わせしながらやっております。

谷口委員 : それに伴って仮設トイレは、そのまま置いているのか、目隠しをしていますか。

東学校教育副課長 : 一応、配慮しながら、目隠し等で見えない形の配置を考えて置いています。

谷口委員 : そういうことは配慮してくれてるね。空調工事はどうですか。

東学校教育副課長 : 今年度、特別教室への空調設備設置工事を東又小学校と十川小、中学校以外の学校で行っています。東又小学校は、改修を来年度以降に始める関係があること、十川小、中は、建て替えか改修かを含めて、検討しなければならないためまだ手を付けていません。順次、完成したところから、9月から使えるところも出てきています。ただ、学校によっては、高圧受電設備を換えなければいけない場合もありますのでその工事がある学校については時間がかかるため、まだ完成できてないところがあります。それについても順次、工事が終わって、検査が終わり次第、学校で使用できるような状況で今、進んでる状況です。

谷口委員 : かなり運用しているということですね。

東学校教育副課長 : 高圧受電設備を換えないといけないところが何校かありまして、そこについては、物が入るのに時間がかかるということで、そこだけはまだ完了していません。

西谷委員 : 前に米奥小学校に行った時に、給食の運ばれてくるところが暑過ぎて傷みはしないかと、心配だと言っていました。そこには空調を付けるようになっていきますか。

東学校教育副課長 : 家庭科室だと思えますが、そこにも空調設備を入れるようにしています。

教育長 : トイレの洋式化や特別教室の空調設備設置については、まだ工事を行っているところが多々あります。学校に不便もかけておりますが、少し我慢をしていただくように

お願いはしています。9月補正については以上ですが、その他、何かございますでしょうか。

谷口委員： LEDはどんなになってますか。

東学校教育副課長： 今年度、昭和小学校の体育館をLED化工事の契約をしております、9月中旬ぐらいから始まる形になります。

谷口委員： 他の学校の計画等がありますか。

東学校教育副課長： 他の学校については、まだ決定はしていません。

谷口委員： やっている学校もあるでしょう。

東学校教育副課長： 体育館のLED化はないです。

谷口委員： 教室はどうですか。

東学校教育副課長： 教室は、例えば、こういう蛍光灯が壊れて使えなくなった時に、入替時にLEDにしているところはありますが、学校全体でLED化しているところは、今のところはないです。

谷口委員： 一応、計画の視野には入っていますか。

東学校教育副課長： 今後、大規模改修をするときは、LED化していく方向にはなっています。

谷口委員： 今、トイレも改修している中で、その次の計画としてLED化というのは計画の中には入っているんですか。

東学校教育副課長： LED化というよりは、大規模改修をしたときに当然、LED化していくようにはなってくるかと思いますが、それだけに特化した形ではありません。

教育長： 整備計画については、また機会があるときにお知らせをします。

特別教室の空調設備は今年度ですが、トイレの洋式化については継続的に整備計画を作っておりますので、これに基づいて行っていく予定です。加えて、LED化もありますけども、その前に非構造部材のことはどうでしょうか。

東学校教育副課長： 言葉足らずで申しわけありません。LED化というより、四万十町では、非構造部材の中で窓ガラスの飛散防止だけ対策をしていますが、その他の吊り天井や照明などの非構造部材の耐震化は改修していませんので、それを順次、改修して計画にはなっております。そのときにLED化改修をしていくようになると思います。そこも計画的に、非構造部材の耐震化も図っていきたいと考えているところです。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第5号 令和5年度教育委員会予算案（9月補正）について」は、ただ今、説明のあった原案を補正予算案としてよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： ありがとうございます。

続きまして、本日、配付させていただきました、追加の議案に移りたいと思います。

「議案第6号 四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱の改正について」を議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局により、議案第6号 四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱の改正について、を説明する。)

教育長： ただ今、議案第6号について説明がありました。子育て支援センターを追加するものでございます。この件について何かございますでしょうか。保育所の一括りの中に認定こども園と子育て支援センターを含むという文言に訂正をさせていただくもので

す。

それでは、「議案第6号 四万十町教育振興基本計画策定委員会設置要綱の改正について」は、ただ今、説明があったとおり、及び子育て支援センターを加える改正案について、改正することについてよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、「議案第7号 四万十町教育振興基本計画策定委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、議案第7号 四万十町教育振興基本計画策定委員会委員の任命について、説明する。)

横山委員 : 有識者は1人になってますが。

東学校教育副課長 : 申し訳ありません。こちら、(6)のその他、教育委員会が必要と認める者に、修正をお願いします。

教育長 : この議案が(4)になってますが。

東学校教育副課長 : すいません。3ページの中段のところを、(4)有識者を、(6)の、その他、教育委員会が必要と認める者に修正をお願いします。

教育長 : ただ今、議案第7号の説明がありましたが、3ページの議案第7号の選出区分については(6)、その他、教育委員会が必要と認める者の選出区分に訂正をお願いします。

4ページの下段についても、(4)ではなし、(6)で野村泰子氏を追加するという訂正です。よろしいでしょうか。策定委員会委員については12人以内ということで、第3条の(1)号から(5)号までは人数が制限されております。(6)号の選出区分で野村泰子氏を任命させていただくということで、委嘱じゃなしに任命なので、(6)教育委員会関係職員ということになっております。この件について、何かございますでしょうか。

「議案第7号 四万十町教育振興基本計画策定委員会委員の任命について」は、ただ今、説明があったとおり、3ページの選出区分(6)として野村泰子氏を任命することについて、承認してよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、日程6、報告事項ですが、①、②でございますが、今日は、教育対策監が休みのため、資料等も全て整理ができていませんので、次回とさせていただきます。

それでは、日程7、「その他 ②令和5年度全国学力・学習状況調査について」を報告、説明案件とさせていただきます。

それでは、研修指導員の森田先生のほうから説明、報告をお願いします。

(事務局により、その他 ②令和5年度全国学力・学習状況調査について、を説明する。)

教育長 : 全国学テについては、全国公表はいつですか。

森田研修指導員 : 7月31日です。

- 教育長 : 公表があつて、四万十町の分析結果、調査結果が以上のとおりとなっております。
- この件について何かお気づきになったこと、ご質問等あればお願いします。少し中学校の英語が全国平均より差が広がっておりますので、非常に憂慮すべき教科と思います。小学校は、改善傾向が続いております。中学校で十分な力が発揮できていない状況が見受けられて、一時点の結果ですが、各学校で個々の分析評価をして、2学期以降に生かしていただいていると思います。
- 横山委員 : 中学校はかなり厳しいですね。平成19年度の最初の頃に近づいているような感じがあるのではないかと思います。英語も今回やったということで、学校でも英語に触れる時間というのが、ALTがいるんですが、他の特別活動や総合の時間などで、そういったところでも英語を普段から活用して、せつかく小学校からずっとやってきているんです。授業だけでは足りないのかなという気がします。普段でも英語が使える工夫が必要かなと思いました。
- 森田研修指導員 : おっしゃるとおりだと思います。
- 谷口委員 : 質問させてください。令和3年の小学生は、結局、全国平均より上回ってるわけですね、線で見れば、それが令和5年になって、その生徒は中学生になって、その結果が令和5年に表れるわけですか。
- 森田研修指導員 : 令和3年の6年生は、来年度の中学生となります。
- 教育長 : 令和2年がコロナの関係で実施されませんでしたので、令和5年度の中学3年生は小学校の時の結果がありません。
- 谷口委員 : 来年になるということですね。
- 森田研修指導員 : そうです。
- 谷口委員 : どっちにしても、今の小学生らが中学生に進級した場合には、その評価は今よりは良くなる可能性が、この表を見るといえるわけですね。そういうふうにして、相関関係の中での要因はどういうところにあると見ていますか。
- 森田研修指導員 : 相関関係まで、自分が見れていませんが、中学校での授業、小学校段階での授業とで授業の内容の違いといいますか、小学校では対話的な授業というのが、多くなっているのに対して、中学校は教師主導型の授業がまだ多く見受けれると感じています。そこで自分の考えを出すとか、友達との考えを聞き合つて学ぶというところに、中学校が小学校の授業を見て、自分たちの授業に振り返っていただくようなことをしないと、中学校の授業というのはあまり変わってこないのかと感じています。英語については、先ほど横山委員からもありましたが、授業だけの時間だけで補うというのはなかなか厳しいものがあると思うので、弱いところは、ヒアリング力はかなり付いてきているようですが、書くというところの弱さが多く見られているので、普段から何かにつけ、英語と絡められないかというところを各学校が工夫、模索しながら前向きに取り組んでいくということが重要かと思います。あと、先日、中部教育事務所で話を聞く中では、小学校での外国語活動についても少し中学校へのつながりを踏まえて取り組んでいくことをしなければいけないというところを感じています。
- 谷口委員 : この間、マスコミでそういう話があつたんですが、今の学校教育の中において、先生主導の授業から生徒主導の授業にだんだん変わっていると、そういう傾向を取り入れていかないと、いつまで経っても子どもが教えられる側の立場でしか物を見なくなる。そういうところで、変革期が訪れて、子どもの意識の持っていき方をいろいろ模索している学校もあるし、県もあるということですね。小学校の時とかに、そういうところで、難しいものを教えずに、平易な、分かりやすいことにしましょうというこ

とでしてはるけど、あえて難しい授業をして、子どもたちに記憶をさせる。記憶という理解をさせずに、そこを記憶させて、それで何年かした時に記憶が蘇ってきて、その子たちの、あの時は、こういうだったのかというようにしていくと、非常にその子にその言葉が入り込む効果があるということで、それを実践してるところもあるみたいで。要するに、物事を暗唱していくというのを聞いて、興味を持ったわけです。

それと、児童生徒質問調査の結果というところで、自分には良いところがあると思いますかということに対して、普通、良い、あると思いますかと、思います。あんまり思わないというので判別するのは、この表でいくと、当てはまるということに全部していますよね。どちらかといえば当てはまる。当てはまると、良いところがあると思いますかとの、これのつながりというか、僕は理解がしにくい。

森田研修指導員： 当てはまるという回答ではなくて、あると思うという回答になります。

谷口委員： あると思いますかということに対して、当てはまるということで表現してるじゃないですか。ここが僕は理解しにく。

森田研修指導員： 表現の仕方がですね。あると思うとか、ない、全くないとかのほうが分かりよいということですね。

谷口委員： 今はこういう表現にしてるのかと疑問を持ったんですが。

森田研修指導員： もう一度、確かめてみます。

西谷委員： 今の話で、私も谷口委員と同じ気持ちで、遠慮するっていうのがみんな、今の子どもたちにも、大人もそうだけど、染み付いているところがあって、こういう書き方をしたら、一つは絶対あるはずなのに、どちらかといえばという項目があるので、これにしようかなどって選ぶ人が多いと思います。でも、一つは絶対あるという、自己肯定感の教育がどこでも言われているので、それを先生が、これをやる前に、一つはあるよね、良いところがあると思いますかは当てはまるになりますよみたいな、そういうのがあったら、青が伸びると思います。でも、こういう検査になって、それもなくて、これを見たら、自信がないのにこれに出来ないというような感じでオレンジを選んでものではないかと思います。良いところがあるか、ないかみたいな項目だった、普段から自己肯定感のことをどこともやるのならば、こういう時にも自信を持って青に出来るような、それをしても恥ずかしくない、胸を張って青を選んでいいよみたいな、そこまで普段から知っていたら、人前であったり、いろんな場で胸張って、いいところは自分は一つはある、全然ないっていうの選ぶっていうこと自体が、どんなふうにしたら、こんなふうになるのかなと思います。

谷口委員： 僕は、一つでもいいと思いますが、例えば、10ありますかということしていくと、一つでもあれば、あと九つは好きになれる。自分がいいところがあると思う可能性があるわけです。西谷委員が言うように、一つしかないの、二つしかないのというふうな問い方にも見えるわけで、それをそういうふうに、当てはまりますかと聞かれたら、当てはまるというふうにすると、妙に入ってくる感じが、表現として、それは、皆さんがそういうふう理解すれば、それはそれでいいんですけども、僕はそういうふう疑問を持ったので質問させていただきました。

森田研修指導員： ありがとうございます。色んなアンケート調査で似たような質問があったりもしますし、どちらかというふうに答えている児童生徒の割合も、他の質問もそうですが、大変多くて、どちらかとして答えた児童生徒の気持ちを大切にしていくところもすごく重要なところになってきます。今回も、質問項目調査の結果を受けて、学校がもうちょっと、言われたように、あなたにもあるよねなど、ここに付けているけど、こんなと

ころもあるじゃないというようなところとか、個人面談をしたり、当てはまらないと書いている児童生徒に対して、そんなことはないよねということで、気持ちが上向きに自己肯定感が高くなっていくようにしていく調査だと思いますので、有効に活用していきたいと思います。ありがとうございます。

横山委員： 研修指導員が言われたように、中学校については、授業改善というのがなかなか進んでいないところもあって、小学校に比べるとですが、一人一人の先生方の授業力の問題もあるんじゃないかということと、それから今年の沢山の質問紙がある中で4つ挙げてくれている中で、学校の授業以外の家庭での勉強、学習がこのグラフを見たらすごく厳しいじゃないですか。四万十町で今やっている特別活動ですか。そういう学校の授業や、特別的な内容の特活についての学習なんかもやっていると思います。今年の中学校の全国学テの結果を見たら、学習状況が極めて少ない。昨年度の2倍増加しているというところで、全くしていないというのが、これもすごく原因の一つじゃないかなと思いますし、子どもたちの様子と教師の授業力ですね。ここらあたりを中学校が頑張ってもらいたいと思います。中学校になると学習時間はほとんど、宿題というよりも予習、復習とかですよ。

森田研修指導員： 各学校によって違うとは思いますが、各教科の先生から宿題が出たり、課題が出たりするのではないかと思います。

横山委員： 国語なら漢字を書くという単純なやつがあることはあると思います。

森田研修指導員： 自分も娘が中学生なので思うところもあって、意外に中学校では、宿題や課題として出される分量が少ないというところは感じています。今、タブレットドリルが、試験運用期間ですが行っていて、中学校もタブレットドリルの活用がかなり進んできてまして、先生が構えなくても、印刷しなくても、すぐ使えるというので便利に感じていただいているようなので、そこも上手に活用していただいて、子どもたちの習熟に役立てていただきたいなと思っています。

横山委員： そこら辺も、今後はどうなのか、結果とかを検証してもらいたいです。

教育長： 質問紙については、ほとんど、小学6年生であれば5年生、中学3年生であれば2年生の状況を反映した質問紙の結果になるかと思います。自己肯定の肯定評価についても、そういうところにもなりますが、質問の設定項目については経年変化の関係上、設問内容というところで、さらに、先ほど言われたように、家庭学習時間の少なさも、昨年来から見受けられます。それに加えて生活リズム、基本的な生活習慣プラス学習時間の習慣付的のところを家庭や保護者と協力連携して学校も取り組んでいかなければならないという結果でもあろうかと思います。これは、また個々に調査結果を含め、学級ごとに結果、振り返って2学期以降に生かしてもらうようお願いもしております。中学3年生についてはもちろん、高校受験に向けて取り組んでいただいておりますので、さらに力が発揮できるように学校現場でも頑張りたい、加えて、教科でこれぐらい差が出てますので、1教科担任のせいではなしに、教科間連携も含め、学校で工夫をしていただくようお願いもしていきたいと思います。以上ですけど、よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、「その他 ③保育所訪問について」を、事務局よりお願いします。

(事務局より、その他 ③保育所訪問について、説明する。)

教育長 : 保育所訪問については、この日程でいきたいと思います。また、当日なり何かでは事前に連絡していただければと思います。是非、保育所等の子どもたちの様子を参観できればと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

続きまして、次回の定例教育委員会は10月10日火曜日です。11月は11月14日火曜日になる予定です。10月の研修会ですが高知縣市町村教育委員会連合会で10月13日金曜日に、令和5年度の県地教連の研修会があります。まだ来ていませんがもう来るはずですので、またご案内させていただきます。高知市か南国市のほうになると思います。自分には行けませんので、ここから便がありますので、10月13日金曜日です。

横山委員 : 秋季研修会は、四万十町でやるのですかね。

教育長 : 秋季研修会が11月6日月曜日で、高岡地教連の秋季研修会を窪川小学校で行います。

谷口委員 : 前、窪川小学校の、チラシをもらってましたね。

教育長 : 11月6日の午後です。また改めてお知らせします。

それでは、明日から議会が始まります。そこで一般質問通告書を参考にお配りします。これについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、9月議会一般質問について、説明する。)

教育長 : 一般質問については、来週の連休明けから始まります。また何かお気付きの点があったら、ご連絡いただければと思います。他、何かございませんでしょうか。

それでは、今日、課長、次長も不在で申し訳ありません。皆さんも体調には気を付けて、9月をお過ごしになっていただければと思います。それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(閉会)

10月の定例委員会予定 令和5年10月10日(火)

11月の定例委員会予定 令和5年11月14日(火)

教育長 : \_\_\_\_\_

署名人 : \_\_\_\_\_